

消費者契約法評価検討委員会運営要領（案）

1 委員会

（1）委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を掌理する。

（2）委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2 議事

委員会の議事は、国民生活審議会令（昭和36年政令第155号）第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 議事の公開

会議は、原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 会議資料

会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

なお、委員から文書にて意見が提出された場合、委員長が委員会の審議に当たって必要と認めたものは、委員会にて配布する。

5 議事録の公表

発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

6 議事要旨

発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表する。

以上

(参考)

国民生活審議会令（昭和三十六年六月一日政令第百五十五号）

最終改正：平成一二年六月七日政令第三〇三号

内閣は、経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条（組織）

国民生活審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。
- 3 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 4 審議会に、幹事を置く。

第二条（会長）

審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第三条（委員、臨時委員、専門委員及び幹事）

委員は、学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し、学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときには、解任されるものとする。
- 8 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
- 10 委員、臨時委員、専門委員及び幹事は、非常勤とする。

第四条（意見の聴取）

審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めたときは、学識経験のある

者の出席を求め、その意見をきくことができる。

第五条（資料の提出等の要求）

審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六条（部会）

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第七条（議事）

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

第八条（庶務）

審議会の庶務は、内閣府国民生活局総務課において処理する。

第九条（雑則）

この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。